

議員提出議案第四号

箕面市議会の議決すべき事件を定める条例制定の件

箕面市議会の議決すべき事件を定める条例を次のように定める。

平成三十年九月二十七日提出

箕面市議会議員 中嶋 三四郎

同 神田 隆生

同 中西 智子

同 田中 真由美

同 中井 博幸

同 尾崎 夏樹

同 尾上 克雅

箕面市条例第 号

箕面市議会の議決すべき事件を定める条例

(趣旨)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第二項の規定により議会が議決すべき事件については、他の条例に定めるものほか、この条例の定めるところによる。

(議決すべき事件)

第二条 議会が議決すべき事件は、次のとおりとする。

- 一 箕面市総合計画基本構想の策定、変更又は廃止
- 二 箕面市総合計画基本計画の策定、変更(軽微なものを除く。)又は廃止

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地方自治法第九十六条第二項の規定により、本市議会が議決すべき事件を定めるため、本条例を制定するものである。